

高等学校における発達障害支援モデル事業指定校における取組の概要

No.	学校名	研究課題	研究成果の概要	指導方針・成果と課題	実態把握の方法	授業改善・指導の工夫	テスト及び評価(単位認定)
1	北海道名寄農業高等学校(定時制、産科農科50名、教職員数44名)	農業高校における地域への専門チームやネットワーク等の関係機関と連携した発達障害のある生徒への就労支援に関する指導方法の研究	「発達障害のある生徒への就労支援に関する指導方法」を「高校3年間の様々な教育活動を通じて、生徒に社会的な自立心を養う指導および支援」と位置づけ、推進してきた。 中核は校内委員会(SNE委員会)であり、特別な支援を必要とする生徒も担任も支えることを目的に、月一回の会議を行った。 研究については、「支援を必要とする生徒としない生徒がともに生き生きと活動する学校作り」をめざし、ホームルーム活動や授業作りの指導事例を積み重ねるとともに、インターシッピングや農業高校の特色を生かしたプロジェクト学習、学校間連携の取組の中で「自分の意見を述べる」、「相手の話をきちんと聴く」、「大勢の人の前で役割を担う」体験を積み重ねて人との関わりや、コミュニケーション能力を養う取組をすすめてきた。 関係機関との連携により、特別な支援を必要とする生徒に対する就職、進学の指導についても成果を上げつつある。 スクールカウンセラーからの助言とフィードバックによる修正で、より効果的な方法を模索しながら取り組んでおり、着実に支援は進んでいる。	指導方針 (ア) 校内委員会を定例化、外部専門家との連携を深め、障害のある生徒の実態を把握し、生徒と担任を支える体制を構築。 (イ) 特別支援教育における個別の指導の効果を上げるためには授業やHR活動等の指導を充実させることが必要。 (ウ) HR、授業は特別な支援を必要とする生徒もそうでない生徒も共に生き生きと生活する空間にしていく。 (エ) 教師がHR経営、授業づくりの指導事例を一つ一つ積み重ねていく。 (オ) 「就労支援」を「農業高校3年間の様々な教育活動を通じて、生徒に社会的な自立心を養う指導および支援」として捉え、三つの取組を推進する。 (カ) インターシッピングの取組、(キ) 農業実習の中で探求するプロジェクト学習法、(ク) 生徒の学びの場を広げる学校間連携 成果と課題 (ア) 教職員の評価観が変わり、新たな視点から指導法を見直そうという気運も起こってきた。 (イ) スクールカウンセラーのアドバイスを受け、生徒一人一人の教育的ニーズにより有効な指導法を工夫、実施できた。 (ウ) 特別な支援が必要な生徒への指導が担任だけでなく、SNE委員会を中心に全職員が関わるシステムとして動き出した。	特別な支援を必要とする生徒の把握については、以下の流れで実施した。 ① 担任が「グレーゾーン」と思う生徒から聞き取りを実施。(授業中困っていること、対人関係でストレスを感じていること等) ② チェックシート等を使用して生徒を抽出。 ③ 「事例に関する研究チーム」で分析・検討し、支援対象者を決定。(支援対象者22名、1年生7名中診断あり1名、2年生7名、3年生8名中診断あり2名) ④ 全職員に、授業中の行動観察や、対応等についての記録を呼びかけた。担任が生徒の生歴、授業、生活面の様子をまとめた資料を用意。 ⑤ それらの資料を基にスクールカウンセラーが該当クラスの授業を観察する。 ⑥ 校内委員会やスクールカウンセラーが分析結果を報告し、指導法をアドバイスする。 ⑦ 担任が④～⑥をもとに「個別の指導計画」を作成する。	① 授業指導例1 身体接触を伴う競技で興奮すると、自分より小さい相手に力加減が出来なくなる生徒。危険と判断した場合、指導者がホイッスルを鳴らす等のルールを決め、冷静さを取り戻せるように対応。 ② 授業指導例2 誰よりも先にすべての質問に発言をしたがる生徒。「挙手をして当てられたら発言するのがルール」と説明。発言したいときには、話したいことを書き出すというルールを決め「書くこと最優先」を確認。授業終了後は担当教師に個別に話をするというルールも作った。 ③ 授業指導例3 指示が通らず活動内容を理解できない生徒。簡単な指示でも必ず要点を黒板に書いて口頭で説明を加えた。また、ペアやグループ学習を取り入れ互いに教え合える環境を作った。 ④ 授業指導例4 忘れ物や未提出物が多い生徒。教室の掲示板上に「重要」や「緊急」と書いたのコーナーを設けて連絡事項が常に確認できるようにした。個別指導では、ケースやファイルに確実に綴るように指示し、その度にできているか確認。	テストにおける配慮事項等 (ア) テスト時間内で支援が必要な生徒には、巡回中に問題文の細かな説明をする。 (イ) テスト準備等の配慮 ① テスト対策として小テストの実施、対策プリントの作成や個別指導を行う。 ② 問題文の図表は簡明な印刷を心がけ、(少人数の選択科目では)カラー写真も活用。 ③ 読み・記入間違いを避けるため問題用紙と解答用紙を一枚に 評価における配慮事項等 (ア) 単位の履修と修得に関する教務規程 ① 学年末の成績会議までに成績不振が改善されない生徒については進級・卒業は困難。 ② 本校教務規程の細則第4条(時数の補充の補則)第4条 教務規定7条で補充を行うことがあるのは、就学意欲があり、日頃の授業態及び学習態度が良好であるにもかかわらず、長期療養などの理由で出席時数が不足した場合で、学期毎の成績会議での審議を必要とする。ただし、卒業学年については適宜棄し審議する。 ③ 欠席がちな生徒は、「就学意欲があり、日頃の授業態度及び学習態度が良好」であれば、1学期末の成績会議後に補充計画を提示し個別の指導体制が可能。
2	筑波大学附属坂戸高等学校(全日制、単位制、総合科学科479名、教職員数68名)	国立大学法人筑波大学障害科学系及び各附属特別支援学校と連携を図りながら、発達障害のある生徒に別しての効果的な支援に関するモデルプランを作成し実施。	①校内研修会の実施 筑波大学障害科学系の先生を招き、発達障害(発達障害的な傾向)のある生徒に対する実際の支援方法に関する研修会を、2回実施。 ②特別支援検討会の開催 筑波大学障害科学系の先生をアドバイザーとして招き、各学年ごとに各学期で1回ずつ、特別な支援を必要とする生徒の支援方法に関する検討会を実施。 ③特別な支援を必要とする生徒に関する情報共有 教職員会議を中心とした場として特別な支援を必要とする生徒の情報共有を行った。 ④個別支援計画、個別指導計画の作成と試行的運用 個別指導計画を作成する方向で②の検討会を開き、かつその検討会の結果等を支援計画にまとめた。 ⑤教育相談業務の実施 生徒や保護者向けの教育相談を計画的、積極的に実施した。 ⑥校外研修会 主として、日本SNE学会等で、本校の取り組みに関する報告を行い、参加者の方から忌憚のない意見を頂戴した。	指導方針 対象とした生徒に関しては、学年毎の特別支援教育検討会で、その原因・背景・支援方法について検討。特に中長期的な支援が必要な生徒には、個別の支援計画、指導計画を作成。 検討会の結果は教職員会議で報告し、各教員が日々の支援や指導に反映。 保護者が発達障害の疑いがあると感じている場合は、個別支援計画、個別指導計画を提示し、協力を求めた。 成果と課題 特別な支援を必要とする生徒のピックアップから支援の背景や支援内容の検討、そしてその共有までの流れができてきた。 1名について、個別支援計画と指導計画を試行的に作成し、保護者に提示して協力を求めることができた。 支援内容が学校生活全般に関わることに終始し、学習の面で支援を具体化できなかった。	実態把握 (ア)教員からの情報提供 情報提供用のファイルを共有PCサーバーに準備し、各教員が書き込む。各教員がコーディネーターに情報提供する。 (イ)学校生活サポートテスト(SLST) 心理的なスクリーニングテストである。SLSTを実施。特にADHDやアスペルガー障害的な傾向を把握できた。 (ウ)「あしなな」小テスト 「あしなな」の時間の結果を利用。「あしなな」は、毎週月・金の7限に1年生を対象に行われている授業。国語、数学、英語については、各種検定へ向けた学習、計算については計算問題を実施。定期的にあサーメントテストを行い、特に学習障害的な視点から参考とする。 (エ)欠席日数 概ね、一ヶ月に3日以上欠席がある生徒を必要に応じてピックアップ。 (オ)教育相談 教育相談を実施した生徒は対象生徒としてピックアップ。	・対人関係の構築に課題のある生徒:グループでの学習を積極的に行うようにし、教員が事前指導や声掛けを頻密に行ったり、他の生徒以上に褒めたりした。 ・認知的な課題があり短期記憶の弱い生徒:メモをとることやファイリングすることを徹底させる指導。各科目担当教員も同様の指導を実施。	テストにおける配慮事項等 特別にテストにおいて配慮をしているということは現段階では行っていない。 評価における配慮事項等 他の生徒と同様の規準により評価を行っている。 課題の提出期限に関して自己管理を基本としながらも、対象生徒に対しては、細かく提出期限の確認を行うなどの配慮を行う。 特定の科目の単位修得が難しくても、授業に参加し、かつ他の科目と合わせて一定基準の単位数を習得すれば卒業要件を満たすことができる。
3	東京都立世田谷谷高高等学校(定時制、総合科学科、生徒数656名、教職員数101名、東京都チャレンジャースクール)	①個別指導計画と個別の教育支援計画の作成について 実施把握の方法を確立し、生徒の状況の把握が進み、対応策を検討できるようになった。このような実践が個別指導計画や個別の教育支援計画の作成につながった。 ②保護者を取り巻く状況の理解について 発達障害や精神疾患に対する理解が進んでいない現状の中で、教職員が子供の状況を認めることが難しい家庭の状況を理解できるようになった。 ③関係機関との連携と支援の継続 様々な関係機関と連携することができるようになってきたが、在籍中から卒業した後までも支援の継続を図っていくことの重要性が明らかになった。 ④校内支援体制の構築と問題行動の予防 校内支援体制や実態把握の方法や対応策の検討は、実際には様々な課題をもっている生徒の実態把握に活用され、問題行動等の予防に大いに役に立った。	指導方針 (ア)校内委員会設置:特別支援教育推進委員会。時間割の中に1時間設定し、実態把握。生徒の情報交換を中心に行う。生徒部主幹教諭、各年次主任、進路部主任が出席。生徒の実態把握が深まった。情報を基にケース会議を開き、チーム対応を検討。 (イ)巡回相談の実施:各年次会や分掌部会等で、年間2、3回、専門家を活用事例検討会実施。 (ウ)ケース会議の開催と進め方:緊急対応が必要な場合に開催。専門家の助言も得、家庭や外部関係機関も含んだ具体的なチーム対応策をまとめる。 (エ)家庭への支援:① 家庭との連携。② 「世田谷泉親の会」(毎月一回)③ 保護者向け講演会(精神保健衛生学をテーマ) 成果と課題 ○生徒の全体像の把握:教職員の情報に加えて、関係機関等の情報、家庭からの情報も収集。全体像を把握し、事例検討できるようになった。 ○生徒の特性の理解:心理の専門家により、集約された情報を基に、特性理解が進み、学校生活上の課題に対応。 ○具体的な支援の検討の開始:生徒の将来を見通した目標と具体的な支援が必要。保護者と学校の生徒理解にギャップがあり、家庭連携の難しさがある。	8割が不登校経験者。入学後、約7割の生徒が毎日の授業に出席。残り約3割は長期欠席。神経症的な不安傾向が強い生徒。生徒の情報交換を抱えている生徒。発達障害があると思われる生徒が課題となる。 ①入学時の実態把握(個別の基礎資料の作成)とその活用 入学時にカウンセリング室紹介をし、教育相談担当教師による全員面接を実施。家族構成、中学校での登校状況、スクールカウンセラーとの関わり、通級指導学校の利用の有無、相談機関でのカウンセリング、医療機関等の受診状況、高等学校での適応状況等について聞き取る。 ②日常的な実態把握(校内委員会・学年会・分掌部会での生徒情報交換)とその活用 校内委員会や学年会等で生徒の情報交換の時間を設ける。 ③事故等の実態把握(インシデントレポートの作成)とその活用 事故等が発生したときに、その情報を得た教職員がレポートを作成して、副校長に報告。発生日時、場所(管理外も含む)、内容(事実・経過)、対応等をA4一枚にまとめる。緊急対応が必要な生徒を把握し、関係する教職員でケース会議を開催、対応策を検討する。	東京都教育委員会では、授業改革の推進の一貫として、生徒による授業評価を年2、3回実施。その結果を基に、授業の工夫や配慮する点について、各教科会で検討。どのような工夫が効果的であるかの評価については、様々な課題のある生徒がいる中で、ユニバーサルデザインの視点から授業を見直していくことが必要。	テストにおける配慮事項等 ワープロを用いて、見やすい試験問題用紙を作成。定期試験は授業担当者が試験監督をして、質問しやすい環境を整えた。 評価における配慮事項等 定期査の結果や善段の授業内容の理解だけでなく、出席状況や課題の取組状況なども評定資料に入れ、興味・関心や意欲も含め総合的に評価。丁寧に課題への取組を促したり、提出期限が過ぎた課題等の提出があったときには、柔軟に対応し、評価資料に加えた。	

No.	学校名	研究課題	研究成果の概要	指導方針・成果と課題	実態把握の方法	授業改善・指導の工夫	テスト及び評価(単位認定)
4	国立大学法 人東京台高 等学校(全日 制 普通科 106名、教職 員数84名)	すべての生徒につ いて欠席状況・学習 状況などを把握し、必 須に応じて個別に面 談支援を行うなど 高等学校における特 別支援教育の在り方 についての実践研究 を行う。	ア 教職員・保護者に対する啓発活動 研修会や講演会、外部の研修会への参加、先進校 への視察なども委員会の枠を越え参加を呼びかけ た。 イ 生徒・保護者へ担任への支援 大学や外部機関との連携も強化して、チームで支援 する体制の定着化を目指した。 ウ 支援ニーズの把握と具体的な支援 登校支援、学習支援、生活支援など、出席状況の把 握の他にも、生徒からの支援のニーズを把握する方法 を検討し、早い時点から支援できる体制作りを目指し た。 エ 具体的な支援の蓄積 個別支援の記録から支援策の評価・検討を加え、より 良い支援体制構築に向けての土壌作りを行った。講 演の機会などを通して、生徒の意識調査、教員に対 するアンケート調査を実施。保護者からの連絡窓口の 整備、個別の支援記録用紙などの整備。	指導方針 発達障害に限定せず、目の前にある困難を抱えたすべての生徒に対応で きる支援のあり方を検討し、2年目は個別の支援の実践と、教職員、保護者 および生徒への啓発活動にも重点。 欠席調査で2ヶ月以上前名の挙がった生徒は、印象、問題点など検討。 欠席状況と担任の支援ニーズから、必要に応じて、学年会、拡大学年会(そ の生徒の授業を担当する教員と管理職、特別支援委員を含む)で検討。共 通理解を図り、各教科での支援方法を共有。個別の支援は、学級担任と コーディネーターを中心とする支援チームで実施。 ケースによって、月に一度(場合によっては2週間)に一度/ケース会議を 持った。初回は、生徒の特徴や病状、家庭環境、学習状況、学級での様子 についての意見交換を経てアセスメントシートを作成、支援内容を決定。 成果と課題 欠席調査による発見はある程度可能。現在は月に3回以上欠課した生徒 を集計するシステムを試行。 ケース会議の内容を支援経過シートに記録し、経過を継続的に把握。学 校の支援姿勢を伝えることで、保護者を支えることも可能。 教員の意識改革が不可欠。多くの生徒が、困難を抱える要素を持ってい るとの認識で教科指導のあり方、評価のあり方などを検討して行く必要が ある。ユニバーサルデザインの授業も今後の課題。	「月3日以上欠席」をひとつの基準とした。訴える先を 持たないまま学校生活への適応しづらさを抱え、学校生 活からこぼれ落ちてしまう可能性のある生徒を早期に把 握。比較的スムーズに実施することができ、現在も継続 中。 コーディネーターが学級担任に欠席調査用紙を配布。 該当生徒を記入して提出し、それを集約して全体会議で 報告。開始当初は、3日以上欠席者の氏名と欠席日、 欠席理由の記入にとまっていたが、少しずつ改訂し、 前月の3日以上欠席者の報告欄や備考欄を設けるこ とで担任からの情報をより詳細に収集し記録として残す ことが可能になった。 1年目は9件、2年目は12件の支援チームを編成。登 校支援の必要ケースが目立った。 「出席したくてもできなくなってしまうケース」で、教務規 定上の限度が近づくと保護者も担任も疲弊。保護者も交 えたケース会議を行うと、保護者は多くの教員が関わっ て対応していることに理解を示してくる。話を聞くだけ で心が休まるような支持的な支援ができるような体制の 確立が急がれる。 「期待の大きさと現実の狭間の大きなストレスにさらさ れ続けて、自分の感情を閉じ込めてしまう方向で自己防 衛してしまうケース」には、大学や外部の医療機関など との連携が必要。	口頭での説明だけではうまく伝わらないケース、黒板に書 いた文字だけではうまく伝わらないケース、まわりがざわ ざわした状況ではうまく伝わらないケース、一度集中してし まうとまわりが見えなくなってしまうケース、集中力が長続 きしないケース、グループ活動がうまくできないケース、グ ループを作ること自体が苦手なケース、相手の気持ちの 理解が苦手なケース、自由な形式のレポートの作成が苦 手なケースなどのつまずきの要素を考慮し、どんな特性 にも対応できるような提示の仕方を、日頃から心掛けて おく必要がある。 グループ活動の中での個々の活動についても、生徒の 観察に重点を置き、適切なサポートができるよう意識す る。 教員の意識の中に「3つの観点・方法の提示」や「生徒 の行動観察」という視点は常に持つ。	テストにおける配慮事項等 テスト時間延長例はない。別室受験は、体調不調な生徒への 対応。短期の海外からの留学生に対し、英文での問題作成など 考慮した例はある。テストにおけるそれ以上の配慮は検討して いない。 評価対象の生徒や保護者に必要以上にプレッシャーがかか らないような配慮を検討しつつある。
5	静岡県立浜 松大平台高 等学校(全日 制総合学科 472名、定時 制普通科528 名、教職員数 各74名、59名 計143名)	特別支援が必要な生 徒に対する校内の支 援体制の整備を図 るとともに、地域内 の特別支援学校を中 核としたネットワーク を構築することにより、 継続性を図りつつ、 高等学校における特 別支援教育の在り方 を研究する。 ・教職員、生徒、保 護者への啓蒙や理 解促進 ・教職員の指導力 の向上 ・校内の支援体制 の整備 ・進路指導に結び つけたSST(ラーニン グ)の研究と実践 ・学校間ネットワ ークの構築	① 実態把握の結果を基に、支援の必要な生徒を絞り 込み、校内研修を通じて、個別の支援計画の作成 や支援方法の検討、実践を行い、公開授業等での内 容を共有化した。また、学習支援員や生活指導支 援員を活用のほか、授業改善やシラバス、日課の改 訂等の要支援生徒に対応した学習環境設定などの改 善を行った。 ② 進路指導に結びつけたSSTについては、従来か らの進路指導の要素を生かした実践を行い、総合的 な学習の時間での講座にも設定して、一定の成果を 挙げた。 ③ 中学校訪問等により、連携体制の確立を図った。 また、特別支援教育浜松地区研究協議会の幹事校と して3回の協議会を実施し、参加高等学校間で、実践 報告、情報交換などの実践的な取組をした。さらに、 地域の福祉行政機関、就労関係機関への相談、協議 会参加を通じて連携体制を確立した。	指導方針 特別支援教育的な視点を取り入れ、要支援生徒のみならず、すべての生 徒にとって分かりやすい授業を実施。 ・要支援生徒を抽出、チームによる支援体制の確立と、個別支援計画の作 成を行う。 ・特別支援教育的な視点から、生徒指導の考え方、方法の刷新に取り組 み、学校生活を改善し、問題行動を取り組む。 ・学校への適応に不安な生徒が、学習しやすく安心して登校できる学習環 境づくりに取り組む(日課、教室環境改善等)。 ・総合的な学習の時間やHRを活用したSSTの実践や、外部機関と連携し た要支援生徒の進路指導体制の充実。 成果と課題 (ア) 成果:多面的な調査によって、教職員から見た「困り感」のみに偏らな い実態把握ができた。「学校不応答」や「学習意欲の遅れ」などの生徒にも特 別支援教育的な視点からの指導が必要。実態把握の過程が、学習面や生 活面での課題を、「困り感」に注目して解決しようとする教職員の考え方につ ながった。授業や生活指導等の幅広い改善に向けて積極的な検討が行われ た。個別の指導計画の作成や、学習支援や生活支援、進路支援などを 実施することができた。 (イ) 課題:費用、時間、労力、効果等を勘案して、実態把握活動を精選し、 負担軽減する必要。把握が困難なコミュニケーション面での「要支援生徒」 の把握方法、生徒情報を専門的に分析する能力の向上、実践スキルの上 昇のための継続的な研究が必要。	平成20年度は主に1年次生を対象として実施。 a 「生徒の行動等チェックシート調査」 本校が独自に作成したチェックシートを使用して実施し た。 対象:定時制1年次前期入学生 約180人 実施時期:6月 b 「TK式テストバッテリーM2(—TA・DV)」(田研出版株 式会社発行) 客観性、普遍性のある実態データの集積を目指して実 施。 対象:定時制1年次生 206人 実施日:4月、10月 c 「保護者アンケート」 対象:定時制1年次保護者200人(前期入学生180人、後 期入学生20人) 実施時期:4月、10月(入学式直後に、保護者がその場 で記入) d 「私のニガテなことは何だろう」 対象:定時制1年次生 200人(前期入学生180人、後期 入学生20人) 実施時期:4月、6月、12月(生徒に対してホームルー ム活動で実施。実態把握及び啓発、SSTを兼ねる)	(ア) 指導方法の改善 教科主任会を通して各教科で検討し、公開授業月間を通 じて教職員間の共有化を図った。 ・板書や授業用プリントの漢字に、読み仮名。図等を多用 し、行間を空け見やすく。 ・生徒の実態に合った自作教材使用。 ・実習等で、数多く見本をつくり、多くの生徒が身近で見 られるようにした。 ・机間巡視や声かけを多く質問しやすい雰囲気づくり。 (イ) 学習環境の整備 ・授業での約束の全教室掲示・授業中の禁止事項4か 条①②③④の電話を使用しない ④ゲーム機などを使用 しない ③飲食をしない ④私語をしない ※学校は、「学 ぶ」ところです。を教室前方に掲示。カラー印刷、イラスト 入りで視認しやすいもの。 b 日課の改善、SHR2回設定・授業開始、終了時のホ ームルーム活動実施と、それに伴う日課変更を検討し、21 年度から実施。 (ウ) 単体制生徒「履修指導」の改善 a シラバス履修ガイドブックの改訂:表示の簡素化、文 字の拡大、ルビ添付などの工夫、読みやすいものに。 b 教育課程、教科、科目に関する改善:次年度以降に検 討。	テストにおける配慮事項等(各教科での工夫) (ア) 問題用紙や問題文の漢字にルビを振ったり、行間を空けたり して見やすくした。 (イ) テスト範囲を少なくし、回数を増やした。 評価における配慮事項等 (ア) 要支援生徒等に対する「評価の基準」の変更、緩和等につ いては結論が出なかった。進路先に対する学力の保証という課題 との調整が可能な。 (イ) 教科が評価方法を工夫 a テストの成績や提出物評価に加えて、出席の状況や授業へ の取組を評価に反映させることにした。 b 提出物や補充課題の提出ができるよう、課題の小刻みな提 示、早い段階からの粘り強い提出指導、課題に替えての補習や 再テストの実施等。
6	滋賀県立日 野高等学校 (全日制総合 学科、生徒数 471名、教職 員数58名)	特別支援教育への 理解を深めるため の啓蒙・研修方法と、社 会的・職業的自立に 向けた就労支援の方 策及び発達障害の 生徒を含めた全の 生徒への効果的な指 導・支援方法につ いての研究開発。	① 全般的には計画どおり。啓発・研修等により職員の 意識・関心は高まり、理解が進み、2年次には授業改 善や就労支援面を中心に具体的・実践的に取り組め た。一般の生徒や保護者の理解も進み、日常の学校 生活や社会的な啓蒙にもつながった。 ② 発達障害(含、可能性)のある生徒に対しては、教 職員の意識的な指導・支援や教育支援(授業)サポ ーターの支援等により、これまでに比べ、学校生活を詳 しく見ながら、指導・支援をすることができるように なった。これがすべての生徒の観察や指導・支援につ ながり、生徒に対して迅速に対応できるようになった。不 登校生徒や中途退学者が2年次には大幅に減少し、 一時はゼロとなった。巡回相談員の適切な助言は、効 果的な支援へとつながった。 ③ SSTや就労支援に関する職員研修を実施し、意識 を高めた。また、発達障害のある生徒に対して職業指 導や職業体験等を実施したことは進路実現に向けて の効果的な取組みとなった。2年次には、職員の企業 訪問時に発達障害者雇用・障害者雇用に関する聴き 取りを行い、就労支援につなげる面と企業への啓発 につながるような取組を実施。 ④ 職員研修会は、近隣の学校も参加。連携が図れる ようになっていった。個別支援を進めるにあたって関係機 関との連携を強化した。	指導方針 ○生徒の課題となる行動の原因・理由等を考察し、関係者が連携して指 導・支援に当たる。 ○ことわり等により生じる情緒的不安定さを、できるだけ自らの意志で安定 させる方向に導く。 ○保護者と連携し生活状況を把握、生活管理ができるような支援を行う。 ○実社会での生活を想定、コミュニケーションに関する過度な支援は行わ ない。 ○就労支援に努め、SSTを含めた職業指導や就労体験を実施。 ○興味・意欲等を持って授業に参加し、課題等が提出できるようにさせる。 ○自己効力感を高め、課題を長所面等を活かして解決していく力を身に つける。 成果と課題 ・該当生徒の状況を全職員が把握し、少しでも気になる事象場合には、早 期に対応できる体制ができた。 ・関係者が意識を共有し、効果的な支援方策を情報交換、生徒の授業意欲 を高めた。 ・就労支援については、該当生徒や保護者の意識も高く、効果的な指導・ 支援により希望した進路が達成。 ・本人の状況を随時観察しながら効果的な指導・支援ができた。 ・入学時から中学校との連携ができていた場合は、様々な面での支援が入 学当初から可能。	巡回相談員を活用し、より詳細な把握を目的とした。 ① 6～7月にかけて、全職員による「特別支援教育に 関わる気になる生徒の調査」を実施。 ② さらに詳しい状況把握が必要な場合には、該当生徒 の学級担任、学年、教科担当者等による第2次調査を 実施。 ③ 6～10月にかけて巡回相談員による全学級の授業 観察の実施。 ④ ①～③の結果を照合し、各学級担任と巡回相談員、 コーディネーターと面談し状況について検討。その後、 各学年主任と巡回相談員、コーディネーターと面談し 各学年の対象生徒を把握。 ⑤ 対象生徒の状況について、校内委員会で、今後の 指導・支援の方向性について検討。 ⑥ 巡回相談員等に相談するとともに、該当生徒の保護 者に状況説明、理解・協力を得られるようにした。 ⑦ 医療機関への受診等が必要な場合、保護者同伴の もとで受診。チェックリストが必要な場合には、積極的に 活用。 ⑧ 受診結果を受けて、医療機関を加え、個別の指導・ 支援を検討。全職員で指導・支援していく体制づくり。 ⑨ 個別の指導計画または本校独自の記録に基づき、 日常的に支援。保護者との連携による家庭での支援。	授業の配慮事項等 ・総合学科の特徴を生かし、該当生徒の興味・関心、進 路希望に応じた系列、科目選択による学習を実施。 ・全ての生徒を対象に、可能な限りチームティーチング や習熟度別学習などの学習形態を取り入れた。 ・教育支援サポーターを活用し、全ての生徒を対象に授 業時のサポート(板書事項の不足事項の補助、授業中 の態度への指導・支援など)を実施。 ・各教科の指導面で効果的な指導法や支援方策の共通 化。 ・座席を教師の目が行きとどく範囲(例えば、一番前 の席)にすることで、細やかな指導・支援が可能となっ た。 ・授業の板書の工夫や写す時の指導、教材プリントの 工夫などにより、授業内容に興味・関心・意欲等もて るよう心がけた。 ・教科担当者が事前に色チャークの部分のみ写すこと を指示した。 ・視覚覚教材(絵や図、VTR等)を用いて、教科内容が理 解しやすくなった。 ・放課後等を利用して、補習や自主学習を行わせ、課題・宿 題を完成させられるようにした。 ・必要事項や課題等の提出期限の連絡を行い、家庭でも 支援・指導をしてもらえるよう依頼。	テストにおける配慮事項等 原則として、特別な配慮はしない。日常的に、少しでも自信 をもって考案等に臨めるよう指導・支援を行った。 ・該当生徒が「自己責任」という意識をもたせることで、意欲的 に学習できるように家庭連携して指導した。 ・考査前には放課後等に教室を確保して、補習や自己学習の時間 を設定。 ・教育支援サポーターによる授業時の支援や放課後等の補習で の支援。 ・考査前日、ポイントや具体的な指示を全生徒に行い、該当生 徒にも理解できたか確認。 評価における配慮事項等 特別に配慮した評価はしない。評価につながる項目や観点等 にかかわる事項を中心に配慮。観点別評価を取り入れて総合 的に評価。以下を日常の評価に加味。 ・範囲が広い定期考査につなげるため、授業時の小テスト実 施。 ・授業時の発問を増やしたり、生徒間での話し合い形式を取り入 れるなど、意欲向上を図る。 ・日常の宿題・課題等を数多く与え、提出期限に一定の配慮。 ・宿題・課題等が、家庭でできない場合、放課後等に残して指 導。 ・家庭に課題等の提出期限を連絡、支援を依頼。

No.	学校名	研究課題	研究成果の概要	指導方針・成果と課題	実態把握の方法	授業改善・指導の工夫	テスト及び評価(単位認定)
7	京都府立朱雀高等学校 (全日制普通科、生徒数697名、教職員数69名)	発達障害又はその疑いのある生徒も「気になる生徒」の一環として、学校生活に定着させるため、日常の教育活動の中でできる、特別でない「特別支援教育」を探る。	<p>教職員が「発達障害又はその疑い」に気がなった生徒に、検査も含めた巡回相談を実施。高校生である彼らの気持ちや優先順位を考慮して取り組んだことで、当事者自身が「自分の特性を客観的に知る機会になった」「良いところ・優れたところを確認でき、自信が持てるようになった」「不得手なところを知り、生活の中で注意することが確認できた」等と述べている。</p> <p>教職員研修会も計5回実施。普通の高校で実践する「特別支援教育」は「学校教育の原点」に他ならない。情報収集様式については、「気になるカード」への記入内容を一覧表にして、教科担当者会議の資料等として利用する方法を試行中。</p>	<p>指導方針 発達障害のある生徒も「気になる生徒」の一環として対応。指導方針は教育相談協議会(校内委員会)の方針に沿っている。</p> <p>特別支援教育の対象となる生徒は様々な「気になる生徒」の中の一環であり、彼等が「困っている」事柄や内容は個別的ではあるが、同時にある共通性(特性)が存在するのではない。特性を学ぶのは支援のあり方を理解するためにあって、障害の診断や発見のための知識獲得が目的ではない。「気になる生徒」の情報収集も、レッテル貼りではなく、その特性にどんな対応が良いのかを確認するためのもの。</p> <p>成果と課題 生徒の情報共有するため、各分掌会議で「気になる生徒」について情報交換する。また、週一回開催の分掌の代表者会議でも生徒の状況について報告がある。必要に応じて、職員会議へも教育相談協議会から報告する。重ねて「気になる生徒」の情報を発信するよう努めているが、教職員個々の問題の捉え方に個人差があり、時には対応が遅れることもある。繰り返し研修を積み、差の範囲を狭めたい。</p>	<p>不登校体験生活など、様々な生徒が在籍。合格発表後、出身中学校を訪問し高校生活に必要な情報を収集。入学時に提出する保健調査票の内容や、教職員の日常の観察から「気になる生徒」として情報収集。朱雀高校版「情報収集(アセスメント)票」として、その生徒の「良いところ」にまず着目し、学校生活の中で「困っていること」「気になること」を「困りたり」「気になったり」しているのが本人なのか、周囲の者なのかも認識する様式とした。</p> <p>学校以外から得られる情報については、記入できる範囲で記入する。巡回相談時にも利用。「気になるカード」の内容を、教科別一覧表(学年別)にし、教科担当者会議の資料として利用。教科によって異なる生徒の様子も知ることができる。</p>	<p>学習指導の中心に「わかる授業」づくりを据え、読みやすいわかりやすい板書とするための板書計画の見直しや、見やすい蛍光チョークの導入などを試行。発表など特に苦手な領域の学習を3年間のハンズで克服し、「できる」ようにすることを基本におく。当面の学習ではそれに代替する形態を本人に提示して取り組ませていく。</p> <p>巡回相談と研修会を通じて教職員は生徒の特性を確認し、指示の出し方や、説明、板書の仕方を含む生徒対応にも、当然のように配慮する姿勢が見られるようになった。</p>	<p>テスト及び評価(単位認定) テストにおける配慮事項等 利き手を使って答案が書けない場合や、難読傾向のある生徒などに対しては、申し出により、別室受験、テスト時間延長や文字のフォント拡大など。</p> <p>評価の配慮事項等 ＜基本的な考え方＞ 教育の目的は生徒一人一人が、「社会的自立」に必要な諸能力・技能を獲得すること。その内容は、基礎学力、基礎体力、対人関係能力、問題解決能力、コミュニケーションスキルなどであり、それらすべての生徒が、障害の有無に拘わらず、習得しなくてはならない共通の目標。 ＜認知領域に障害を疑われる生徒の指導について＞ ① 障害などによって他の生徒と同じ測定方法では正確な測定ができない場合には、テスト時間の延長などの措置。この取組の延長として、内容理解の測定(追認テストとその評価)において次の方法をとることを可能とする。「補充指導への参加を前提に、『単元ごとの確認(到達)テスト』と『50分の追認テスト』の総合によって判断することができる。」 ② 追認考査の指導において、こうした対応を必要としているか否かの判断は、教科担当者一人に任せず、「複数の眼」で確認することを旨として、教育相談協議会で教科担当者を変えて協議し、判断する。その結果は、職員会議に報告する。</p>
8	大阪府立枚方高等学校 (全日制普通科、生徒数816名、教職員数85名)	<p>・校内支援体制の整備と関係機関との連携の在り方。 ・生徒理解の方法と一人一人のニーズに応じた支援の在り方及び教育相談の充実策。 ・他者との円滑なコミュニケーション支援の在り方並びに学校生活、学習面での援助や支援。 ・卒業後の就労等への支援。</p>	<p>特別支援小委員会及びコーディネーターが中心となり発達障害のある生徒について、個別的教育支援計画、個別の指導計画を作成し、学年進行に伴う教職員間の情報の円滑な引き継ぎ及び指導の継続性の確保ができた。また、新入生についても学校生活を円滑にするための支援をすることができた。</p> <p>臨床心理士の協力により、発達障害の観点からの教育相談の充実と、教職員に対する授業観察に基づく教室などの学習環境や指導・支援についての助言を得て、学習環境の改善、板書の工夫や授業中の指導方法の改善・工夫等に係る教職員の意識が高まった。</p> <p>発達障害のある生徒の進路指導について、校内研究委員会外部委員の助言をふまえ、進学後の就労を見据えた進路指導の充実を図り、生徒の将来の就労への意識の高まりや「個別の移行支援計画」による進学先との連携の必要性について、教職員の理解が深まった。</p>	<p>指導方針 保護者から申し出に応じ、保護者や中学校からの聴き取り、「授業の現状連絡カード」による担任等との情報交換などを行い、「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成、教職員の共通理解の下に支援。特に新入生については早期の状況把握と対応を重視。 指導・支援の在り方について、臨床心理士から助言を得て、修学支援委員会を通じ教職員の共通認識を図る。</p> <p>成果と課題 「授業の現状連絡カード」等を活用することで、担任等が代わっても、支援内容などをスムーズに引き継ぐことができた。新入生についても、入学後の早い時期に情報提供し、適切な指導・支援を実施。 保護者向け啓発パンフレットを配付し、理解を進めることは、教育相談や担任による保護者面談をスムーズに進める上で一定の効果があった。 教育相談は、従来、悩み相談に担当教員が応じていた。本事業で臨床心理士による定期的な教育相談を実施。発達障害の観点加わり内容が深まった。また、継続的な臨床心理士の活用は、日々の指導に非常に有益であった。</p> <p>「気になる生徒の把握について」という調査で生徒の状況をチェックすることには消極的だが、生徒の特性への理解を深め、適切な指導の工夫の必要性を理解する機会となった。</p>	<p>合格者説明会や保護者懇談会での保護者からの申し出により、3年生1人(アスペルガー症候群)、2年生1人(LD)、1年生1人(AD/HD)を把握。 保護者へは特別支援教育について啓発パンフレット『特別支援教育についてーご相談下さいー』を配付。 臨床心理士による教育相談と授業観察などを通して発達障がいがあることが考えられる生徒の状況の把握。 「気になる生徒の把握について(気づきシート)」というアンケート調査を1、2年担任及び教科担当者に実施し、教職員による生徒の実態把握を試行的に実施。</p>	<p>授業の際の配慮事項等 「授業の現状連絡カード」により教科担当者から報告を求め、発達障がいのある生徒の授業や学校生活の現状について、特別支援小委員会やその上部委員会である修学支援委員会(学期に2回開催)及び職員会議に報告し、教職員の共通理解のもとで支援や対応を行うことができるよう、情報共有に努めた。 保護者から配慮や支援を求められている生徒及び「困り感」を持っている生徒に対する有効な学習支援と学習環境の整備について、生徒の状況把握と、適切な授業の進め方や学習環境の整備について、臨床心理士による3学年の全クラスの実地巡回と観察を実施。事後に結果を教員に伝え、教員のニーズに応じて臨床心理士の参画する事例検討会を開催。 臨床心理士による教育相談、授業巡回報告会及び意見交換会(第4回教職員研修)を実施し、教室内掲示物、板書の仕方、教室環境などについての助言を得るとともに、発達障害があると思われる生徒の在籍するクラスについて、席席の位置や指導方法等の改善などについて協議した。</p>	<p>テストにおける配慮事項等 障害のある生徒については、従来から別室受験、試験時間の延長、拡大問題用紙等の配慮を行ってきた。今年度は、その必要が認められなかったため、特別な配慮は行わなかった。</p> <p>評価における配慮事項等 従来から修学上の配慮を要する生徒についての評価は、修学支援委員会を通じて学年や担任が職員会議に個々の生徒について配慮の要請を行うシステムがある。 発達障害のある生徒については、成績評価について特別な配慮が必要であるとは認めず、特に配慮は行わなかった。</p>
9	大阪府立佐野工業高等学校 (全日制工業科787名、定時制総合学科1330名、教職員数166名)	<p>・卒業後の就労を通じた社会的自立を図るための支援及び関係機関との連携。 ・職業に関する教科科目における学習面での適切な支援。 ・就労定着のための支援。 ・職場実習の有効性。 ・校内支援体制の充実及び特別支援学校との連携。</p>	<p>①卒業後、次のステップへの移行を行うためには、1年次からキャリア教育を充実させることにより、職業生活の準備を行うことが重要であることが分かった。 ②就労への移行を円滑にするためには、移行を支える体制が必要であるが、高等学校と就労支援機関との連携のシステムを整備することが必要であることが分かった。 ③実習授業等において、作業スケジュールの提示等、視覚的構造化の工夫を行うことにより見通しを立てやすくなるなどの成果を確認することができた。 ④就労体験実習を実施することにより、職業適性の発見や自己理解の促進、一人ひとりの障がいの状況に応じた支援や援助の在り方、実習授業等の成果測定や指導法の検証等、つぎのステップに向けた課題を多数見出すことができた。 ⑤校内支援体制や関係機関との連携について課題を明らかにすることができた。</p>	<p>指導方針 診断のあるなしにかかわらず、個々の状況を正確に把握、特性を理解し、関係機関等との連携の下、個々のニーズに応じた適切な指導と支援を行う。 生徒自身が困っていることや望むサポートに気づき、組織的な対応により、不登校、いじめなどを引き起こさない。 実態把握(アセスメント)にもとづき、必要に応じて個別の指導計画を作成。 周囲の生徒の理解を深めることを学級経営の一環として位置付け、教職員が、声かけ、ほめ方や冷静な対応などのモデルとなる。 生徒自身が良さを知り、自分の特性にあった対処方法を見いだし、自尊感情を高め、自分らしく生きることができるよう、肯定的に接し、得意分野を伸ばす。</p> <p>成果と課題 全教職員が協力し、組織的・計画的な取組みを進めることが重要。そのため、本格的に校内支援体制の構築を行う必要がある。 あくまで生徒一人ひとりのニーズに応じた指導及び支援のために、自己理解や障がい受容等を進めながら、的確なアセスメントを行うとともに、校内支援体制を整備し、支援のシステムを十分に機能させる。 教職員の意識変容や生徒の状況を検証し、指導及び支援の改善に引き続き取り組む。</p>	<p>生徒の実態 生徒の実態把握(アセスメント)は、ラベリングでなく、適切な指導と支援を行うことを目的とする。 入学決定直後に、本人、保護者から直接、情報収集や要望の聞き取りを行った。診断のある生徒については、保護者との信頼関係の構築、共通理解を図りながら、学校における様子を伝えるときにも、本人の生育歴等についての詳しい状況把握に努めた。 保護者了解のもとに、出身中学校との連携を図り、教育及び指導内容、指導方法、指導形態の工夫などについて情報収集を行った。また、必要に応じて、これまで生徒・保護者を支援してきた関係機関等からも情報の提供を受けた。 生徒の状況を把握し、行動観察をすすめるとともに、記録するために「実態把握シート」等により、情報が集約され、指導・支援に役立てることができるようにした。 対象生徒に対する心理検査等を実施することはできなかった。 教職員全体で生徒に関する情報の共有を行うとともに、学級担任、教科担当、部活動の顧問等、対象生徒に関わる教職員間で、障害等の特性理解や行動観察の観点、具体的な支援や配慮の方法等について共通理解を図った。</p>	<p>授業の際の配慮事項等 (ア)板書やプリント教材の工夫、わかりやすい指示方法など、視覚的・具体的にツールの活用や目標の明確化等により認知特性に配慮する。 (イ)席席の位置に配慮するとともに、発言や態度について授業のルールをクラス全体に明確化するなど、学習環境を整える。 (ウ)実技授業はもとより、座学においても視覚的「構造化」による支援方法を心がけ、混乱を減少させ、自立した学びを行いやすくなるようにする。</p>	<p>テストにおける配慮事項等 必要な場合には、受験時間の延長、問題用紙の拡大、問題文のルビ打ち、別室での受験等の措置を行う。(これらの配慮は従来から行なっている。)</p> <p>評価の在り方や評価の方法を生徒の障害の状況に即して検討するとともに、評価は指導の目標に照らし、生徒の変容を多角的、総合的に行うこととする。(これらの配慮は従来から行なっている。)</p>

No.	学校名	研究課題	研究成果の概要	指導方針・成果と課題	実態把握の方法	授業改善・指導の工夫	テスト及び評価(単位認定)
10	和歌山県立和歌山高等学校(全生徒数621名、教職員数71名)	発達障害により、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている生徒に対して、適切な指導及び支援を行うと共に、授業方法等においても生徒一人ひとりのニーズに応じた教育ができるよう、指導及び支援の工夫改善を行う。又、教職員の研修を通して発達障害や、特別支援教育についての理解を深め、専門性の向上に努める。また一般生徒、保護者に対しても啓発活動を行い、理解を促す。	本校が今直面している課題についての時機を得た校内研修会や事例検討会を通して、発達障害や特別支援教育への理解がさらに深まり、そのことが生徒への具体的な支援につながった。特に教育相談委員会が担任、学年会や他の分掌と連携を取りながら、生徒の状況について把握し、職員との共通理解のもと組織的に活動することができたことにより、職員全体が特別支援教育の視点に立って、生徒を多面的に把握できるようになった。 また教育相談室等を活用した個別の支援だけではなく、その基盤となる全体の支援として、基礎学力の定着を図るための取り組みや、学級集団としてのサポート体制作りを目指した取り組みも進んで来ており、発達障害のある生徒はもとより、彼らを支える周囲の生徒たちも着実に成長している。	指導方針 実態を踏まえ、診断の有無にかかわらず、支援を必要としている生徒に対しては、担任・学年会・特別支援教育部と連携を取りながら、教育相談委員会(校内支援委員会)で、情報交換及び具体的な支援の方法について検討し、個別の指導計画を立て、職員会議で報告、全職員共通理解のもとで、指導体制を考える。また、カウンセリングを通して生徒・保護者の支援に努め、必要に応じて医療機関との連携も図って行く。 成果と課題 (ア)担任・教科担当及びクラブ顧問などがそれぞれの立場で行動観察を行い、問題点を把握することによって、早期の支援につながっている。また行動観察等で得た情報については、時機を逸することなく常に情報交換が行われ、特別支援教育部や教育相談委員会等で集約されている。 (イ)保護者に対するカウンセリングや担任が保護者と連絡を密に取ることにより、生徒の状況を逐次把握し、担任・学年会・教育相談室・保護者が連携しながら、それぞれ役割分担をし、支援することができた。	生徒の実態 (ア)4月の学年の引き継ぎ会議に出席し、支援を必要とする生徒の把握や前年度の支援状況を報告する。新入生については、中学校からの申し送り事例を紹介し、その後スクールカウンセラーによる、「発達障害」についての学習会及び事例検討会を開く。 (イ)これまでの教師の日常観察や面接法による生徒理解及び本人との密接な対話による状況などを情報交換し、支援の工夫について話し合っている。具体的には、座席の配慮、板書の工夫、プリント教材の活用、グループワークや体育の実技(特に球技)や調理実習などにおけるT・T等の形で支援している。 (ウ)県単独事業により配置されている学力アップ非常勤講師を活用し、定期考査前の放課後や夏休み・冬休みなどに「勉強会」を開催。障害の有無にかかわらず広く全校生徒に呼びかけ、生徒の自主的な「学び合いの場」を設けた。また担任、教科担当やクラブ顧問等も加わり、参加生徒の学習支援をした。	授業の際の配慮事項等 (ア)障害の有無に関わらず、英語・数学・国語・簿記の授業において、習熟度別授業や少人数授業を実施し、基礎学力の定着・向上に努めている。 (イ)学習上の課題を抱えている生徒に対しては、授業担当者が会議を開き、担任・授業担当者・クラブ顧問・学力アップ非常勤講師などが、授業中やクラス・クラブでの様子及び本人の困っている状況などを情報交換し、支援の工夫について話し合っている。具体的には、座席の配慮、板書の工夫、プリント教材の活用、グループワークや体育の実技(特に球技)や調理実習などにおけるT・T等の形で支援している。 (ウ)県単独事業により配置されている学力アップ非常勤講師を活用し、定期考査前の放課後や夏休み・冬休みなどに「勉強会」を開催。障害の有無にかかわらず広く全校生徒に呼びかけ、生徒の自主的な「学び合いの場」を設けた。また担任、教科担当やクラブ顧問等も加わり、参加生徒の学習支援をした。	テストにおける配慮事項等 支援が必要な生徒には、教職員の共通理解のもと、別室(教育相談室)受験を実施し、生徒の心理的な負担を軽減している。また一般生徒に対しても、1年生上級生の複数配置や各クラスに2名ずつ廊下監督を配置するなどの配慮をしている。 評価における配慮事項等 障害の有無に関わらず、教科において常に議論をしている。具体的には、テストの成績だけでなく、出席状況及び提出物や授業態度等総合的に評価。また「シラバス集」を作成し、生徒に授業内容や評価方法などを説明している。
11	福岡県立東鹿高等学校(全日制普通科541名、特別支援科22名、生活科22名、8名、全日制合計769名、定時制普通科114名、教職員数94名)	推進委員会を中心とした校内体制を築き、発達障害のある生徒が学習・生活面でその障害の状態に応じた支援を受けられる体制・支援の在り方を研究する	① 推進委員会を継続的に実施し、生徒の実態把握と実態に基づいた支援方法の検討を行った。 ② 教科担当者会議を実施する代替策として、アンケート・中学での実践例資料の配付を行った。年度末に教科からの授業アイデアメモ・授業での工夫が報告された。評価方法については検討に至らず、日常の個別指導・提出物等のみで対応した。 ③ 職業安定所とは連絡を取り合っており就労を希望する生徒が見られず、進路指導は進学のための精神的サポートを中心に取り組み、進路実現を果たした。 ④ 毎月の人権学習の中で身体的障害についての理解・啓発は行っていたが、発達障害に特化した取り組みは実施できなかった。ケース会議は、実施することができた。 ⑤ 職員研修は毎学期実施し、基本的知識と基本的対応方法を学ぶことができた。専門家からの指導も定期的に行っていたが、PTA研修の実施には至らなかった。	指導方針 ・教科担当者へ授業における工夫と改善を求めて、生徒たちの理解力を高める。教科ごとの工夫をまとめる。 ・定期考査前には放課後指導を行い、授業内容の理解を促す。 ・課題等の提出は教員が指導を継続し、最終的には自己管理を行えるように期限の調整を行う。 ・SSTのLHRを設定し、コミュニケーションの基本を全体の場で学ばせる。 成果と課題 ・中学校の取組を参考として授業の工夫ポイントを確認。授業アイデアメモをまとめ、個々の教員のノウハウを共有したことが授業改善につながった。 ・大学生を学習支援員として活用。学習への取組が改善。悩みを学習支援員に相談する生徒もおり、相談相手やコミュニケーション相手として重要。 ・課題等の提出は学年単位で当たるケースと、教科担当者が生徒との個別指導を何度も行うケース、ともに行き改善。 ・HRごとにSSTを実施。ワークシートを作成し、学年ごとのテーマを設定。進路指導の一環として位置づけ、今後も定期的に実施。 ・部活動によってコミュニケーションスキルが向上する生徒もいる。支援方法として入部を勧めることも検討。 ・「気づきメモ」や「SLSTJ」の併用は有効。今後はさらに詳しいデータを担任が受け取り活用できる適応検査等を実施予定。 ・個別のファイルをさらに充実させる必要。	(ア)対象生徒3名(診断あり2名・診断なし1名)については、年度当初担任から新任への引き継ぎを行い、新任が生徒の実態を把握できるようにした。また、各学期中に教科担当者にアンケートを実施して、授業の理解度や授業中の様子・問題点を確認した。昨年度同様に巡回相談での授業観察・定期的なカウンセリングを行い、授業担当者からの状況報告を継続した。進路希望は3名とも実現したが、その実態は様々なものであった。 (ウ)その他の生徒 ① 上記以外の生徒については、SLST(筑波大学付属坂戸高等学校より助言)を2・3年生対象に行い、生徒の学校生活への適応状況を確認した。また、教員からの「気づきメモ」(熊本県立戸北高等学校からの助言)の提出によって「気になる生徒」の実態を把握した。	授業の際の配慮事項等 ・座席を前方にして、必ず個別で声かけ、机間巡視を行う。 ・口頭での解答などを苦手としている生徒には、代わりに問題などを黒板に書かせる。 ・ノートを取ることが遅い生徒に対して時間内に板書を全て写す事を要求しない。次の時間までに写せるように、他の生徒に支援を依頼。 ・理解が遅い生徒に対しては、本人の達成できる範囲での目標を設定。 ・授業の流れを生徒に明示する。黒板の端にその時間の予定を書く、あるいは口頭で流れを説明する。教科書のページを板書、どこを学習しているかを明確にする。 ・実習で手順を示すプリントをカラー印刷し、実物と見比べながら作業をしている。 ・チョークの色ごとに役割を持たせる。黄色はポイント説明、オレンジはヒントなど。 ・フラッシュカードを黒板に貼る。並べ替えの問題などで、実際にそのカードを動かして見て、どのように変わるのかを目で見ても確かめさせる。 ・[体育]手本を示すだけでなく、手を取って実際に動きを体験させるなどの指導をしている。 ・プリントやノートを書く時に、机 upper を片付けさせる。	テストにおける配慮事項等 実施の際、時間延長等の配慮は行っていない。科目ごとの考査問題作成の際に、誰にでも見やすく、問題用紙の読み取りが抵抗なく行える問題作成を心がけている。 (ア)各考査前の放課後に学習支援員による個別指導を行った。かみくだいた説明と反復演習を行い、内容の理解を深めさせた。 (イ)考査中の指示を行う際には、できるだけ個別に声をかけて理解しているか確認する。 評価における配慮事項等 異なる評価基準は設定せずに、一律の基準で評価した。今年度も評価に至るまでの過程において配慮を行った。 (ア)数週間前から課題の提出状況をクラス掲示して、期限を早めに意識させて取り組ませた。 (イ)提出物の提出期限について、担任からもホームルーム等で定期的に確認した。 (ウ)提出に至らない生徒については指導回数を増やすと同時に、教科担当者・担任・保護者間での連絡・連携を行い指導を徹底した。 (エ)教員間での情報交換を行い、共通認識を持って課題提出・個別指導に当たった。
12	西日本短期大学附属高等学校(全日制普通科459名、発達支援クラス9名、教職員数55名)	発達障害のある生徒に対する就労・進路に連じた支援(自立の促進と学力・進路保障)の在り方についての研究(通常クラスと発達支援クラスの連携)	① 第1年次の「発達支援クラス」を中心とした取り組みから、「通常クラス」に在籍する対象生徒を含む取組へと連携を拡大。その結果、つまづきや困難を持つ生徒の実態把握(スクリーニング)や教育相談(専門家チーム)、個に応じた指導等の指導方法を研究するための教育システムの検討を行い、方向性を明らかにした。 ② 「わかる授業と支え合うクラス」作りと生徒の意志や希望、個性やニーズに応じた「学力保障」のための授業方法や評価方法を研究するための教育課程の検討を行い、方向性を明らかにした。 ③ 地域の特別支援教育推進協議会(市や町の委員会議)や発達障害支援センターとの連携を図り、「個別の教育支援計画」の立案のための検討を行い、社会的自立に向けた生徒の支援方法や評価方法、「進路保障(就労・進学支援)」の在り方を研究し、体制づくりの方向性を明らかにした。 ④ 一般の生徒に対する理解推進の指導や教職員や対象生徒の保護者の意識改革のための校内研修や学習会を実施し、その後の一般生徒や教職員のエピソードを検証することから、効果的かつ実践的な方策を明らかにした。	指導方針 (ア)新たな障害を生み出さない指導を周知徹底。 (イ)対象生徒が不当に責められ「情緒障害」を新たに生み出さないような指導を徹底すると共に、トラウマの解消を図る。 (ウ)学校生活を円滑に行えるように必要な支援は行うが、過剰な支援に陥らないように留意する。 (エ)特別ではない「特別支援教育」に基づいた指導を目指す。 (オ)特別なことではなく、一般的な学校生活を可能な限り自力で取り組み、最終的には、生徒自身の課題として、自己責任で取り組ませる。精神的に支える。必要なる人的物的環境を整備する等必要最小限の支援を行う。 (カ)生徒の個性、ニーズに柔軟に対応した弾力的な指導を目指す。 (キ)生徒の困難やつまづきの早期発見による学校生活に適應させる個別指導を行う。 (ク)生徒の将来の困難やつまづきを見越した最終学校としての指導を目指す。 (ケ)進路に応じ、将来を想定した課題の要素となる事象を体験する機会を作り指導する。 成果と課題 ・心理検査等を活用し実態把握、つまづき・困難の発見と分析、対応。 ・スクリーニング:教職員の研修会、外部専門家を招いての事例研究会実施 →スクリーニング(クラス担任、教科担任)の実施→対象生徒判定(専門家チームの医師、臨床心理士等による判定会議)→対象生徒確認(校内研究委員会)	発達障害のある生徒 発達支援クラス、及び通常のクラスで診断のある生徒対象 (ア)発達障害の心理アセスメントの調査(WISC-Ⅲ知能検査)→対高機能 (イ)社会生活能力の調査(S-M社会生活能力検査) (ウ)認知覚運動能力の調査(フロスティグ視知覚発達検査)→対LD (エ)言語コミュニケーション能力の調査(ITPA言語能力検査)→対広汎性発達障害 (オ)作業能力の実態調査(厚生労働省「一般職業適性検査」)	授業の際の配慮事項等 一実態把握から個々に応じた配慮を実施。 (ア)基礎学(促進授業) ・全校での取り組み(中学校の国・数・英を中心に) ・「発達支援クラス」では、通常クラスの授業をフォローするための授業も実施。 ・通常クラスに在籍する対象生徒(Ⅱ類)にも必要に応じて対象を拡大。 (イ)少人数授業(「発達支援クラス」) ・生徒の希望により教科を選択 ・通常クラスにおいて授業を受けることが困難な教科(国・数・理・英)。 ・通常クラスに在籍する対象生徒(Ⅱ類)にも必要に応じて対象を拡大。	テストにおける配慮事項等 (ア)補習(定期考査前1週間):少人数授業、放課後等(通常クラスに在籍する対象生徒(Ⅱ類)にも必要に応じて対象を拡大)。 (イ)テストさえ書けばという安易さを払拭するため、丁寧な取り組み指導 (ウ)到達度絶対評価(少人数授業のみ):50%に達するまで繰り返し補講と再試を行い、全員の合格を目指す。競争意欲に欠ける傾向が見られるが、学習以外で意欲的な課題設定を実施。

No.	学校名	研究課題	研究成果の概要	指導方針・成果と課題	実態把握の方法	授業改善・指導の工夫	テスト及び評価(単位認定)
13	長崎県立鹿野工業高等学校(全日制工業科471名、教職員数59名)	高等学校に在籍する発達障害のある生徒に対して、ユニバーサルデザインによる一斉指導の在り方とニーズに応じた個別の指導の在り方についての研究と関係機関等との連携による就労支援の在り方についての研究を行う。	<p>① 発達検査、生徒・教師へのアンケート、中学校訪問、1学期の欠点保持者等を基に、特別な支援が必要なと思われる生徒の抽出を行った。さらに、抽出した生徒を対象に、近隣の特別支援学校作成の「学校コンサルテーション実施把握シート」を、担任を中心に活用した。このことにより、教師間の共通理解ができるようになり、その後の支援につなげることができた。</p> <p>②ユニバーサルデザインの授業作りに向けての7つの指針を具体的に定め、指針の具現化を意図した授業に各教師が取組んだ。これまで、ノートをとらなかつた生徒や、授業に集中できない生徒の姿も見られるようになった。</p> <p>③教科によっては習熟度別、T・Tによる授業等を実施している。また、特別な支援が必要な生徒には放課後の補習、試験前の補充指導等を行った。その結果、期末テスト等における欠点をとる生徒の減少が見られた。資格試験に向けての個別指導にも力を入れた結果、第2種電気工事士は163名が合格した。(全国第2位)</p> <p>④就労支援においては、インターンシップを重視し、実施後の生徒のアンケート、雇用主のアンケートを分析して、その後の支援に活かしていった。また、発達障害者支援センター及びハローワークとの連携を図り、いつでも相談できるような体制作りを行った。</p>	<p>指導方針 特別な支援が必要である生徒の指導を意識しながらも、全生徒を対象にその都度つまづき感のある生徒全体に対して次の取り組みを行った。</p> <p>(ア) 各教科での放課後指導 (イ) 試験前1週間の放課後を利用した個別指導 (ウ) 特に該当の科、授業の担当者は、特別な支援が必要である生徒の特性等を十分に理解して、配慮した指導(授業改善)を心がけること。</p> <p>成果と課題 ○ 今年度1学期末では欠点保有者が35名いたが、2学期末では16名に減少した。 ○ 生徒の実態把握から特別な支援を必要とする生徒の抽出するまでの学校としてのシステムは整った。 ○ 生徒の実態把握を行う際、教師の意識の違いで、クラス間での抽出の人数に偏りが見られたので、専門家の意見を取り入れる等、同じような見方でチェックしていけるよう基準を作るなど改善する必要がある。 ○ 支援の内容については、現在教科・学科担当者に任せているところである。効果的だった支援方法の情報を集約して全職員で共有できるようにしていく。</p>	<p>生徒の実態 (ア)「TK式テストバッテリーM2」を新入生のみ入学後すぐに実施。(平成20年4月10日) (イ) 職員への「生徒の気づきアンケート」実施。(平成20年6月25日) (ウ) 相談部による「悩み調査」「いじめアンケート」の実施。(平成20年6月27日) (エ) 生徒への「困難性についてのアンケート」実施。(平成20年7月2日、7月16日) (オ) 上記(ア)～(エ)のアンケートや調査の結果と、生徒指導部と1学年担当教員が中心に実施した中学校訪問の「報告書」及び1学期の成績の欠点保持者の資料を基に特別な支援が必要と思われる生徒を抽出。(夏季休業中) (カ)特別な支援が必要と思われる生徒)1年生…9名、2年生…6名、3年生…6名 計 21名(全生徒471名中) (キ) 抽出された生徒21名に対し、本事業で連携をとっている特別支援学校が作成した「学校コンサルテーション実施把握シート」(別添資料2)で実態把握を実施。個々の生徒の実態をチャート図に表した結果を全教師に配布(確認後回収)。生徒の特性を共通理解し、指導を行うようにした。</p>	<p>授業改善・指導の工夫 授業の際の配慮事項等 ・少人数指導や習熟度別授業、T・Tを取り入れて指導。 ・不注意がちな生徒には、机間巡視時に再度指示。 ・板書の量を少なくする。板書の量が多くなる場合は、ワークシートを作成、配付、時間がかからないようにする。 字は大きめに、行間は広めに。 ・指示は簡潔に聞こえやすい声量で話す。 ・特に安全面に配慮。作業前に事故になる事例を説明、生徒自身が注意して作業できるようにしている。 ・操作や作業の手順については、いつでも確認できるように視覚的に提示。 ・放課後における個別指導や補習、また試験前には補充指導を行い試験に臨ませる。 ・ユニバーサルデザインの授業について7つの指針 ①生徒にとって魅力的で分かりやすく、教師にとって実践しやすい授業(公平性)、②生徒の能力に応じた課題や活動が用意されている授業(柔軟性)、③必要な情報や手がかりがすぐ入手できるような、構造化された授業(単純性)、④簡潔な発問、構造化された板書がなされ、活動の見通しがもてる授業(認知性)、⑤発達段階や個性、能力を考慮した、危機管理対策のされた授業(安全性)、⑥能率的、効率的な展開で、テンポがよく学習目標が達成される授業(効率性)、⑦活動しやすく、集中しやすい環境の整っている授業(環境性) ・環境づくり(掲示物は4力所をきちんと留める。黒板には授業以外のことは書かない。連絡はホワイトボードに書く。) ・チョークは白・黄色をメインに使い、赤を補助程度に使う。ホワイトボードに書くときは青色をメインに。 ・アンケート、試行結果から、従来の赤色チョークに替えて、「蛍光橙」、「蛍光赤」を2学期から使用。</p>	<p>テスト及び評価(単位認定) テストにおける配慮事項等 ○ 今年度の生徒の実態から、特にテストでの配慮はしていない。 評価における配慮事項等 ○ 全員同じ評価の方法をとっている。 ○ 評価については、定期試験の成績(知識・理解)のみではなく、授業における(関心・意欲・態度)、(思考・判断)、(技能・表現)を含めた観点別評価に基づいた評価をしている。</p>
14	熊本県立戸北高等学校(全日制普通科17名、農園に基いた進路実習を目指す支援の在り方を研究する。8名、教職員数52名)	最も大きな成果は、「特別支援教育」に対する職員の意識の変化。当初は、「発達障害」や「特別支援教育」に関する職員の理解が不十分で、「特別支援教育」に対する戸惑いもみられたが、研修を重ねるにつれ、障害の特性や「特別支援教育」を行う意義などを理解でき、特別支援教育の視点を持って生徒に接することが、学校生活において最も大事な観点であることを認識できるようになってきた。いろいろな専門家の話を聞き、職員間で生徒の情報を共有することで、徐々に「特別な支援」が職員間に浸透し、校内の支援体制を確立することができた。	<p>指導方針 ○ 全職員共通理解の下での支援を目指し、校内委員10人(コーディネーター3人を含む。)が取組全体の企画、運営を行う。 ○ 定期的に校内委員会、教科担当者会議を開き、支援による生徒の変化などについて情報交換を行うことで、支援内容や方法の改善に努める。 ○ 家庭との連携による支援を行うことができるように、保護者との連携を密にする。</p> <p>成果と課題 昨年度の反省を活かし、今年度は早い段階で実態把握を行うことができた。校内委員会や教科担当者会議を定期的に実施したことで、生徒の様子についての情報交換を十分に行うことができたと感じている。各担当者が気になる生徒の日常の様子を観察して、必要な支援を行うことで、生徒の「困り感」の軽減に努める姿勢が高まってきたように思える。 課題としては、保護者との連携がまだ十分とは言えない点が挙げられる。特別支援教育の意義を保護者に理解していただくための啓発活動を更に進めたい必要がある。</p>	<p>生徒の実態(把握方法も含めて) ・中学校訪問による情報収集に加え、学校生活における担任及び授業担当者等の気づき、家庭での気づきを集約して、支援の必要な生徒を決定した。 今年度は、4人(行動面において気になる生徒1人、学習面において気になる生徒3人)について個別の教育支援計画を作成、それに基づいて支援を行った。また、4人以外の1人に関して、個別の教育支援計画は作成していないが、職員間で定期的に授業中の様子について情報を共有しながら支援をしている。</p>	<p>授業の際の配慮事項等 ・授業の形態として、可能な範囲で少人数クラス編制やティームティーチングを導入し、自らの「困り感」を表現できにくい生徒に対して、目配りをする工夫を行った。 また、ノートをとるのに他の生徒よりもかなりの時間を要する生徒に配慮して、板書は途中で消すことなく、1回でまとめるよう努めている。板書の文字を丁寧に楷書で書いたり、必要に応じて振り仮名をつけるなどの工夫は、昨年度から全職員で取り組んでいる。 班活動による実習が多いため、班編制においては、支援対象の生徒がコミュニケーションをとりやすい生徒と同じ班にするなどの配慮を行った。また、道具を使う際には、安全面を第一として職員が特に目配りをしている。作業の指示をする場合には、全体での説明の後に、個別に指示内容を確認することなどを行っている。</p>	<p>テストにおける配慮事項等 ・他の生徒と同一問題であるため、テスト前には、担任及び教科担当者による個別指導を行った。 評価における配慮事項等 本校の教務規定では、成績全体に占める平常点の割合を比較的高くしているため、日々の授業における取組状況が成績に大きく影響する。評価においても他の生徒と区別をしないため、日頃から提出等をきちんと行うよう促した。また、テストにおける評価に結びつくよう、個別指導を行う中で「わかる」ことを実感する体験を一つ一つ、自信や学習意欲につながるように指導している。</p>	